

## 意見書第4号

### 雇用対策の強化を求める意見書

いま、金融危機・世界不況のなかで、大企業による派遣社員や期間社員などの解雇・雇止めの嵐が吹き荒れている。厚生労働省が1月30日に発表したところによれば、非正規労働者の雇い止めなどの人数は、全国で12万人余にのぼり、うち愛知県は2万人を占め最多となっている。今年度末には、「2009年問題」が加わり、雇用崩壊というべき深刻な事態にある。

一方で、共同通信社の調査によれば、トヨタやキャノンなど、日本を代表する大手製造業16社が、4万人を超える人員削減をすすめながら、この6年半で内部留保——ため込み利益を17兆円から33兆6千億円へと過去最高にまで増やしている。さらに、この不況下でも、大手16社のうち5社が株主への配当を増やし、5社は配当を維持している。大企業は体力があり、雇用を守るという社会的責任を果たすべきである。

派遣労働者の拡大は、政治の責任である。1999年には派遣労働が原則自由化され、03年には製造業派遣が解禁された。大企業を中心に正規労働者の非正規労働者への置換えが進み、厚生労働省の調査では、今日では非正規労働者が日本の労働者の3分の1、384万人に急増している。

非正規労働者の増大は、ワーキングプア増大の主な要因となっている。このことは社会全体の活力を失うことになりかねず、若年世代においては、将来の生計の不安定化を招き、国の将来にも重大な影響を及ぼすことが心配される。よって、政府に対し、次のことを要望する。

1. 「派遣切り」「期間工切り」によって職を失ったすべての人々に対して、全国に一時避難所や総合相談窓口を設置すること、緊急小口貸付資金を思い切って拡充すること、緊急避難として生活保護をおこなうことなど、住居、生活、再就職の支援をおこなうこと。
2. これ以上の大量解雇による被害者を出さないために、大企業への本腰を入れた監督・指導をおこなうこと。
3. 労働者派遣法を1999年の原則自由化前に戻し、不安定な登録型派遣は原則禁止する抜本改正を行うこと。そのさい、派遣として働いている労働者が職を失わず、直接雇用に移行する経過措置を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

愛知県武豊町議会 議長 岩瀬 計介

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣